

七ヶ浜町導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口については、少子高齢化や東日本大震災の影響により、人口減少が進んでおり、震災前に比べ、約10%減少している。生産年齢人口率（15～64歳）は59.7%であり、高齢化率（65歳以上）は28.9%となっている。

産業構造については、第一次産業が2.9%、第二次産業が26.8%、第三次産業が69.9%となっている。三方を海に囲まれた本町は、水産業を基幹産業とし、漁業、海苔養殖業が盛んであり、第一次産業の79.3%を占めているが、東日本大震災の津波の影響により、壊滅的な被害を受けた。さらに、従事者の高齢化と担い手不足により、後継者の育成が喫緊の課題となっている。

本町を管轄している塩釜公共職業安定所によると、第一次産業だけではなく町全体として平成26年以降有効求人倍率が増加している。平成30年8月の有効求人倍率は0.98（前年同月比0.07ポイント減）となっているが、内訳では、保安の職業（6.88）、建設・採掘の職業（4.42）、サービスの職業（2.02）、生産工程の職業（1.90）と続き、建設、製造、サービス関連の業種において人手不足となっている。本町に所在する企業のうち従業員数20人以下の企業の占める割合は、95.3%にのぼり、町内企業のほとんどを中小企業者が占めており、人口減少に伴う事業者の高齢化や後継者不足等、様々な問題に直面している。

以上のことから、全ての産業において幅広く町内中小企業者の生産性を抜本的に向上させ、人手不足の解消および事業承継等に対する取組を支援することが重要である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済のさらなる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中、5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、基幹産業である水産業をはじめ、製造業、サービス業等、多岐にわたる産業が本町の経済・雇用を支えている。多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、町内全域に点在しており、基幹産業である水産業をはじめ製造業、サービス業等、多様な産業が展開されている。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、七ヶ浜町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、基幹産業である水産業をはじめ製造業、サービス業等、多様な産業が展開されており、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。